

彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会規約

《改定》

(名称)

第1条 この会は、彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会（以下「熊連協」という）という。

(構成)

第2条 熊連協は（以下「本会」という）、熊谷学園各期校友会員と個人会員をもって構成する。なお個人会員とは、所属期が解散するも引き続き熊連協、県連協の諸行事への参加を希望し、所定の年会費を納入したものをいう。

(事務所)

第3条 本会の事務所は事務局長宅に置く。

(目的)

第4条 本会は、各期校友会との連携を図るとともに関係団体と協調し各種事業を通じて、会員相互の親睦といきがいを高めることを目的とする。

(事業)

第5条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 学習会
- 2) 文化祭
- 3) 芸能祭
- 4) 各クラブ活動への助成
- 5) 関係団体の事業への協力
- 6) 地域福祉活動への参加
- 7) その他目的達成に必要な事業の推進

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 理事 若干名
- 4) 文化祭実行委員長 1名
- 5) 芸能祭実行委員長 1名

- 6) 事務局長 1名
- 7) 事務局次長 1名
- 8) 会計 2名
- 9) 監事 2名

(役員を選出方法)

第7条 本会の役員は、次の方法により選出する。

- 1) 理事会において、「熊連協三役推薦委員会」を設置し役員を推薦を行う。
 - ア 推薦会は理事より役員改選の前年に委員長1名、委員2名を選出する。
 - イ 推薦会は次年度総会をもって解散する。

- 2) 理事は、各期校友会長、各クラブ代表及び期の会長を退任した任期半ばの熊連協の会長、副会長とする。
- 3) 各部部长は、会長が指名し総会の承認を得る。
- 4) 監事は、会長が指名し総会に報告する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- 1) 会長は、熊連協を代表し会務を統轄する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。
- 3) 文化祭実行委員長は、文化祭を主催し企画部長を補佐する。
- 4) 芸能祭実行委員長は、芸能祭を主催し企画部長を補佐する。
- 5) 理事は、理事会を構成し会務を審議する。
- 6) 事務局長は、会務を処理する。
- 7) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。
- 8) 会計は、会計事務を処理する。
- 9) 監事は、会計を監査する。

第9条 代議員は、総会に出席し会務を審議する。

(役員任期)

第10条 役員任期は次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- 1) 会長、副会長、文化祭実行委員長、芸能祭実行委員長、会計及び監事の任期は2年とする。

- 2) 理事の任期は、選出された期またはクラブで定めた任期とする。
- 3) 事務局長及び事務局次長の任期は1年とし、事務局次長は任期満了後は事務局長となる。
- 4) 補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 1) 緊急事態時の会議は、メール・書面の開催で可とする。なお、緊急事態時の判断は三役会とする。

(会議の機能)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- ア 事業報告、決算、事業計画、予算に関する事項
 - イ 規約の改廃に関する事項
 - ウ その他会の運営に関する重要な事項
- 2) 理事会は、次の事項を審議決定する。
- ア 総会で議決した事項の執行に関する重要な事項
 - イ 総会に附議すべき事項
 - ウ 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第13条 定期総会は、年一回開催する。

- 2) 総会の出席者は、役員と代議員とする。
- 3) 緊急に決定すべき議案があるときは、臨時総会を開催することができる。
- 4) 理事会は、必要の都度開催する。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長が招集し議長となる。

(会議の定足数)

第15条 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(会議の議決)

第16条 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議における表決の委任)

第17条 止むを得ない理由により会議に出席できない構成員は、事務局長にその旨を連絡し表決を委任することができる。

(経費)

第18条 本会の経費は、次のとおりとする。

1) 年会費 2) 寄付金 3) その他の収入

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(新規加入)

第20条 新に校友会が設立されたときは、本会に、加入要請するものとする。

(その他)

第21条 この規定に定めのない事項は、理事会で定める。

(附 則)

昭和57年1月30日から適用する。

昭和60年7月15日から適用する。

平成4年5月30日から適用する。(第3条事務所)

平成6年5月30日から適用する。(名称変更)

平成11年5月10日から適用する。(第6条・第7条・第8条・第13条)

平成16年4月1日から適用する。(第6条・第7条・第9条)

平成20年4月1日から適用する。(第1条・第4条から第10条まで・第12条・第13条・第17条・第21条)

平成21年4月1日から適用する。(第7条)

平成25年5月16日から適用する。(第6条第6項に事務局次長を追加し、現行第6項、第7項をそれぞれ第7項、第8項とした。第7条第4項に事務局次長を追加。第8条第6項に事務局次長の職務を記し、現行第6項及び第7項をそれぞれ第7項、第8項とした。第9条を全面的に見直し第1項、第2項第3項をそれぞれ新設し、現行第2項を第4項とした。)

平成26年5月15日から適用する。(第7条第2項に各部部長を追加し、第4項に各部長の選出方法を追記、現行第4項及び第5項をそれぞれ第5項および第6項とした。第9条第1項に各部部長を追加した。)

平成29年5月11日から適用する。(第2条に個人会員を追加した。)

令和2年10月21日から適用し次回総会にて追認する。

1. 第6条役員の内
 - 4) 代議員を削除する。第5項から第8項迄、1項ずつ上げる。
2. 第7条の第1項並びに第5項は削除し、下記を第1項とし第6項を第5項とする。
 - 1) 理事会に於いて「熊連協三役推薦会」を設置し役員改選を行う。
委員会は理事より役員改選の前年に委員長1名、委員2名を選出する。
委員会は次年度総会を持って解散する。選出された会長、副会長は総会の承認を得る。
3. 第8条役員職務の内
 - 4) 代議員は総会に出席し会務を審議する。を削除する。
4. 第9条に代議員の項を加える。
5. 第11条に第1項を加える。
 - 1) 緊急事態時の会議は、メール・書面の開催を可とする。なお、緊急事態時の判断は三役会とする。
6. 第13条第2項に総会の出席者を役員と代議員とする。
第2項、第3項を1項ずつ下げる。

令和3年5月7日から適用する。

1. 第6条第3項に文化祭実行委員長を追記し、第4項に芸能祭実行委員長を追記、現行第3項、第4項、第5項、第6項をそれぞれ第5項、第6項、第7項、第8項、第9項とした。
2. 第8条第3項に、文化祭実行委員長は文化祭を主催し、企画部長を補佐するを追記し、第4項に芸能祭実行委員長は芸能祭を主催し企画部長を補佐するを追記、現行第3項、第4項、第5項、第6項、第7項をそれぞれ第5項、第6項、第7項、第8項、第9項とした。
3. 第10条第1項に文化祭実行委員長、芸能祭実行委員長を追加した。